

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和2年1月15日(水) 最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤正充(立教大学副総長・法務研究科教授) 委員 根本清(元会社員) 委員 山内久光(弁護士)
対象期間	平成31年4月1日～令和元年9月30日
契約の現状等の説明	平成31年度上半期における契約状況について
個別審議案件 (5件)	契約件名：電子速記タイプライター等の購入 契約金額：30,635,000円 契約締結日：令和元年年8月21日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所
	契約件名：最高裁判所宿舎で使用する電気 契約金額：1,001,366円 契約締結日：平成31年4月1日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所
	契約件名：次期督促手続オンラインシステムの工程管理支援 契約金額：45,360,000円 契約締結日：平成31年4月1日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所
	契約件名：裁判事務支援システムの高裁刑事及び簡裁刑事分野対応改修等 契約金額：44,712,000円 契約締結日：平成31年4月1日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所
	契約件名：労働審判手続DVDの制作 契約金額：8,244,390円 契約締結日：平成31年2月18日 契約方式：企画競争，性質随意契約 契約庁：最高裁判所
委員からの意見・質問，それに対する回答等次回抽出	別紙のとおり

抽出委員の指定	山内委員を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし
その他	次回以降の委員会の当日説明資料は、ペーパーレス会議装置を利用することとし、紙ベースの資料は配布しないことを委員全員が了承

(別紙)

意見・質問	回答等
<p><b>個別審議案件</b></p> <p><b>(1) <u>電子速記タイプライター等の購</u></b></p> <p>(問) 本件について、海外メーカーを取り扱う1者のみしか参入していないというのはどうしてなのか。</p> <p>(意見) 予算規模も小さく裁判所用の特注品を購入するのであれば、1者入札を問題にするのではなく、1者でも性能が確保され、適正な取引ができていることを検証すべきと思料する。</p> <p><b>(2) <u>最高裁判所宿舎で使用する電気</u></b></p> <p>(意見) 今後とも積極的な業者への声かけが必要と思われる</p> <p><b>(3) <u>次期督促手続オンラインシステムの 工程管理支援</u></b></p> <p>(問) 7者が入札説明書を入手していたのに1者入札となった理由は何かあるのか。</p> <p>(問) ヒアリングを受けて、どのような対策が考えられるのか。</p>	<p>(答) そもそも電子速記タイプライターは国内で製造されておらず外国でのみ製造されている上、裁判所用速記タイプライターは、裁判所独自の仕様であり、市場マーケットも大きくないため、今のところ国内で参加してくれる業者は把握できていない。</p> <p>(答) 複数の業者にヒアリングを行ったところ、①裁判手続は難易度が高いとのイメージがあること、②既に複数のコンサルティング業者が関与していた案件について途中から新たに関わることへのリスク等があるとのことであった。</p> <p>(答) これまでのコンサルティングの結果資料を閲覧できるようにすること</p>

<p>(問) A社の参考見積書を基に予定価格を決定し、A社のみが入札した結果が低入札だったのは妥当だったのか。</p> <p>(問) A社は類似作業実績があることのみをもって低価格で落札できたというのであれば、実績による工数の減少や価格の変動について、もう少し分析する必要があるのではないか。</p> <p><b>(4) <u>裁判事務支援システムの高裁刑事及び簡裁刑事分野対応改修等</u></b></p> <p>(意見) システム改修の案件では、予定価格の作成が困難であることは理解できるが、本案件は参加した2者ともに予定価格との乖離が大きかった。予定価格の適正化に引き続き善処されたい。</p> <p><b>(5) <u>労働審判手続DVDの制作</u></b></p> <p>特段の意見なし</p>	<p>で現状を把握できるようにして入札参加しやすい環境を整えていくことを検討している。</p> <p>(答) A社の見積書を積算資料としたが、CIO補佐官からの意見も参考にして工数を検討して予定価格を作成しており、入札結果としては低入札となっても積算として問題はないと考えている。</p> <p>(答) 今後の検討に役立てたい。</p> <p>(答) 了解した。</p>
---	---